

排水管の格安洗浄チラシ…それホント？

〈相談事例1〉

ポストに「排水管の洗浄3千円」といったチラシが入っていた。本当にこの金額で済むのか疑問。
(70歳代 女性)

〈相談事例2〉

3千円の排水管洗浄のチラシを見て、電話で作業を依頼した。高圧洗浄や薬剤洗浄など多数の作業を勧められ、合計12万円超の契約を結び、現金で支払った。クーリング・オフはできるのか。
(80歳代 男性)

排水管の格安洗浄チラシに関するお問い合わせや相談が寄せられています。

〈アドバイス〉

- ❏ チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認し、安易に依頼しないようにしましょう。
- ❏ 事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。排水管等の洗浄の契約をきっかけに、事業者からさらなる点検や別の作業の契約を勧誘されるケースもあります。
- ❏ 排水管等の洗浄の契約等が特定商取引法上の訪問販売に該当する場合には、クーリング・オフ等ができる場合があります。



困ったときは**消費生活センターへご相談**ください。

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ

**令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐していません。**

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。
ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん